

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第29号

佐用町地域活動支援センター事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町地域活動支援センター事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 31日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町地域活動支援センター事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町地域活動支援センター事業補助金交付要綱（平成25年佐用町要綱第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条、第8条関係） 補助対象経費区分

	対象経費	基準額
基礎的事業	次に掲げる対象経費の実支出額×町内在住者月利用延人員／月利用延人員 1 指導員等の人件費（報酬、報償費、給料、職員手当等、社会保険料、賃金） 2 旅費 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、指導用材料費、燃料費、光熱水費、修繕費、飼料費、医薬材料費等） 4 役務費（通信運搬費等） 5 使用料（建物賃借料等） 6 備品購入費	神戸市外に設置の場合 次の①と②の合計額 ①管理費 5,313,600円×開設月数÷12×（町内在住者月利用延人員／月利用延人員） ②事業費 8,330円×月利用延人員（ただし、20名を限度とする。）×（町内在住者月利用延人員／月利用延人員）
		神戸市内に設置の場合 96,890円×町内在住者月利用延人員
機能強化事業	次に掲げる基準額×開設月数÷12×町内在住者月利用延人員／月利用延人員 基準額 I型6,000,000円 II型3,000,000円 III型1,500,000円	

備考

- 1 町内在住者とは、原則として佐用町内に住所を有する者をいう。
- 2 月利用延人員とは、各月の利用人員を合計した数をいう。
- 3 利用人員とは、町内に設置されている地域活動支援センターにおいては、月平均1日以上又は年間12日以上利用している者を対象とし、町外に設置されている地域活動支援センターにおいては、月平均5日以上又は年間60日以上利用している者

を利用している者を対象とする。

附 則

この要綱は、令和か8年4月1日から施行する。